

1. 修学上の心得

1-3.不正行為に対する処分

学業上の不正行為

学業上の不正行為とは、参考文献等の持ち込みを許されていない定期試験等において、自らが作成した文書、器具、他人の答案等を使用するなど、大学院生としてあるまじき行為等が対象となります。

また、論文またはレポートの作成において、他人が作成したものを盗用すること（盗作、剽窃）、調査データを改ざんすること、分析結果を偽ることなど、研究に関わる不正行為等も対象となります。

学業以外の不正行為

学業以外の不正行為とは、犯罪行為、人権を侵害する行為など、本学の秩序を乱す行為、大学院生としての本分に反した行為等が対象となります。

処分の内容

不正行為者に対する処分は、訓告、停学、退学のいずれかです（学則第 56 条）。停学については、1 週間～3 ヶ月と 6 ヶ月の 2 種類とされています。

なお、処分の発効日は、原則として、処分通知書の交付日となります。

学業上の不正行為に対する取扱

- (1) 訓告処分を受けた場合、当該科目の履修は無効とされます。
- (2) 停学処分を受けた場合、当該科目の履修は無効とされます。さらに、当該学期（不正の発生した学期）または当該学年（不正の発生した学年）について、全科目の履修が無効とされる場合があります。
- (3) 停学期間中は、履修登録、授業出席、及び試験受験は認められません。

学業以外の不正行為に対する取扱

事案に応じて決定されます。

処分の手続き

不正行為者に対する処分は、以下の手順にしたがって決定、実施されます。

- (1) 学業上の不正行為については、当該科目担当教員が不正行為等の経緯を研究科長に報告する。学業以外の不正行為については、事実を知り得た教職員が不正行為等の経緯を研究科長に報告する。
- (2) 研究科長は、学長に報告した上で、研究科長、学務担当副学長、プログラムディレクター、当該科目担当教員、その他必要と認める者から構成される調査委員会（委員長：研究科長）を設置する。
- (3) 調査委員会是不正行為等に関する事実関係を整理した上で、当該学生に対する処分案を作成し、学長に提案する。
- (4) 学長は、調査委員会からの提案を受けて最終処分案をまとめ、研究教育評議会の議を経た上で、決定する。
- (5) 学長は、決定された処分について当該学生に通知する。
- (6) 処分について不服申立てのあった場合には、学長が調査委員会に調査を付託する。調査委員会は申立て内容について調査し、その結果を学長に報告する。
- (7) 不正行為に対する処分案の内容が変更になった場合には、再度研究教育評議会に諮った上で、決定する。
- (8) 不正行為に対する処分は、当該学生の氏名及び学籍番号を除き、当該学生の所属、処分の内容及び事由を学内に公示する。